

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について

計31枚（本紙を除く）

Vol.542

平成28年4月1日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3949)
FAX : 03-3503-2167

老発 0401 第 2 号
平成 28 年 4 月 1 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び
様式例の提示について」の一部改正について

日頃より、介護保険制度の円滑な推進及び介護保険事業所への適切な指導等にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員処遇改善加算の基本的考え方等については「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老発 0331 第 34 号平成 27 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局長通知）」にてお示ししておりましたが、今般、処遇改善加算についての不正請求事案があったこと及び平成 28 年 4 月 1 日から地域密着通所介護が施行されることを踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日から、標記通知を別添のとおり改正し、取扱いについて下記のとおりさせていただきます。

貴職におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き特別区を含む。）や関係団体等にその旨周知いただくとともに、その運用に遺憾のないようにしていただきますようお願いいたします。

記

1 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の
提示について（平成 27 年 3 月 31 日付け老発 0331 第 34 号厚生労働省老健局長通知）
の一部改正

標記通知の本文を改正するとともに、以下について、別添のとおり改正する。

- 別紙 1 表 1 加算算定対象サービス
- 別紙様式 2（介護職員処遇改善計画書（平成____年度届出用））
- 別紙様式 5（介護職員処遇改善実績報告書（平成____年度））

2 介護職員処遇改善加算の賃金改善を行う方法の周知方法について

現在、介護職員処遇改善加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法について介護職員処遇改善計画書等を用い職員に周知することと

している。都道府県等においては、この周知に際して、同計画書等における賃金改善を行う方法の記載が職員に対して明確に認知されるよう掲示するなど、適切な方法により実施されるよう指導すること。

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発第0331第34号）の新旧対照表

| 改正後 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|----------------------|-------|--------|--|--|------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|-------|-------|-------|-------|--------------|--|--|--|--|----------------|--|--|--|--|----------------|--|--|--|--|
| <p>9 加算の停止 (略)</p> <p><u>10 加算の取得要件の周知・確認等について</u> 都道府県等においては、処遇改善加算を算定している事業所が加算の取得要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。</p> <p>(1) 賃金改善方法の周知について 加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法について介護職員処遇改善計画書等を行い職員に周知することとしているが、都道府県等においては、この周知に際して、同計画書等における賃金改善を行ふ方法の記載が職員に対して明確に認知されるよう掲示するなど、適切な方法により実施されるよう指導すること。</p> <p>(2) 介護職員処遇改善計画書等について 都道府県等が事業所から介護職員処遇改善計画書等を受け取る際には、「介護職員処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」とを比較し、必ず「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。</p> | <p>9 加算の停止 (略) <u>(新設)</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別紙1 表1 加算算定期象サービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">キャリアパス要件等の適合状況による加算率</th> <th colspan="2">キャリアパス要件等の適合状況による加算率</th> </tr> <tr> <th>サービス区分</th> <th>介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ)</th> <th>介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・介護訪問 訪問介護</td> <td>8. 6%</td> <td>4. 8%</td> <td>8. 6%</td> <td>4. 8%</td> </tr> <tr> <td>・定期巡回・随時巡回型訪問介護看護</td> <td>3. 4%</td> <td>1. 9%</td> <td>3. 4%</td> <td>1. 9%</td> </tr> <tr> <td>・介護訪問 訪問介護</td> <td>4. 0%</td> <td>2. 2%</td> <td>4. 0%</td> <td>2. 2%</td> </tr> <tr> <td>・介護訪問 通所リハビリテーション</td> <td>6. 1%</td> <td>3. 4%</td> <td>6. 1%</td> <td>3. 4%</td> </tr> <tr> <td>・介護訪問 通所介護</td> <td>6. 8%</td> <td>3. 8%</td> <td>6. 8%</td> <td>3. 8%</td> </tr> <tr> <td>・複合型介護</td> <td>7. 6%</td> <td>4. 2%</td> <td>7. 6%</td> <td>4. 2%</td> </tr> <tr> <td>・介護訪問 認知症専門型訪問介護</td> <td>8. 3%</td> <td>4. 6%</td> <td>8. 3%</td> <td>4. 6%</td> </tr> <tr> <td>・介護訪問 介護職員処遇改善計画書等</td> <td>5. 9%</td> <td>3. 3%</td> <td>5. 9%</td> <td>3. 3%</td> </tr> <tr> <td>・地域密着型介護サービス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・地域密着型介護老人福祉施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・介護訪問 短期入所生活介護</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | キャリアパス要件等の適合状況による加算率 | | キャリアパス要件等の適合状況による加算率 | | サービス区分 | 介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ) | 介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ) | ・介護訪問 訪問介護 | 8. 6% | 4. 8% | 8. 6% | 4. 8% | ・定期巡回・随時巡回型訪問介護看護 | 3. 4% | 1. 9% | 3. 4% | 1. 9% | ・介護訪問 訪問介護 | 4. 0% | 2. 2% | 4. 0% | 2. 2% | ・介護訪問 通所リハビリテーション | 6. 1% | 3. 4% | 6. 1% | 3. 4% | ・介護訪問 通所介護 | 6. 8% | 3. 8% | 6. 8% | 3. 8% | ・複合型介護 | 7. 6% | 4. 2% | 7. 6% | 4. 2% | ・介護訪問 認知症専門型訪問介護 | 8. 3% | 4. 6% | 8. 3% | 4. 6% | ・介護訪問 介護職員処遇改善計画書等 | 5. 9% | 3. 3% | 5. 9% | 3. 3% | ・地域密着型介護サービス | | | | | ・地域密着型介護老人福祉施設 | | | | | ・介護訪問 短期入所生活介護 | | | | |
| キャリアパス要件等の適合状況による加算率 | | キャリアパス要件等の適合状況による加算率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス区分 | 介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ) | 介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・介護訪問 訪問介護 | 8. 6% | 4. 8% | 8. 6% | 4. 8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・定期巡回・随時巡回型訪問介護看護 | 3. 4% | 1. 9% | 3. 4% | 1. 9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・介護訪問 訪問介護 | 4. 0% | 2. 2% | 4. 0% | 2. 2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・介護訪問 通所リハビリテーション | 6. 1% | 3. 4% | 6. 1% | 3. 4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・介護訪問 通所介護 | 6. 8% | 3. 8% | 6. 8% | 3. 8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・複合型介護 | 7. 6% | 4. 2% | 7. 6% | 4. 2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・介護訪問 認知症専門型訪問介護 | 8. 3% | 4. 6% | 8. 3% | 4. 6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・介護訪問 介護職員処遇改善計画書等 | 5. 9% | 3. 3% | 5. 9% | 3. 3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・地域密着型介護サービス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・地域密着型介護老人福祉施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・介護訪問 短期入所生活介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙1
表1 加算算定期象サービス

| キャリアパス要件等の適合状況による加算率 | |
|--|--|
| 介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ) | 介護職員処遇改善計画書等の算定(Ⅰ)に該当する場合(Ⅱ)に該当する場合(Ⅲ)に該当する場合(Ⅳ)に該当する場合(Ⅴ) |
| ・介護訪問 訪問介護 | 8. 6% |
| ・定期巡回・随時巡回型訪問介護看護 | 3. 4% |
| ・介護訪問 訪問介護 | 4. 0% |
| ・介護訪問 通所リハビリテーション | 6. 1% |
| ・介護訪問 通所介護 | 6. 8% |
| ・複合型介護 | 7. 6% |
| ・介護訪問 特別養護入居者生活介護 | 6. 1% |
| ・地域密着型特別施設入居者生活介護 | 6. 1% |
| ・介護訪問 認知症専門型訪問介護 | 6. 8% |
| ・介護訪問 小規模多機能型居宅介護 | 7. 6% |
| ・複合型サービス | 7. 6% |
| ・介護訪問 認知症専門型訪問介護 | 8. 3% |
| ・介護訪問 介護職員処遇改善計画書等 | 5. 9% |
| ・地域密着型介護老人福祉施設 | |
| ・介護訪問 短期入所生活介護 | |

別紙1
表1 加算算定期象サービス

(2) キヤリアバス要件について

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 次の内容についてあてはまるものに○をつけること。 | 要件1 次の①から③までのすべての要件を満たす |
|--------------------------|-------------------------|

| | |
|--------------------------|---|
| 次の内容についてあてはまるものに○をつめること。 | |
| 要件 I | 次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位・職責規則等の明確な基準規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。 ③ 就業規則等の明確な基準規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。 |
| | ※ 非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由 |
| 要件 II | 次の①及び⑤の要件を満たす。 ④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 |
| | ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること。) |

(注) ⑤のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。

工業化と農業化

(※) 太枠内に記載すること。

(2) キャリアパス要件について

| | |
|--------------------------|----------------------|
| 次の内容についてあてはまるものに○をつけること。 | 次の一から③までのすべての要性を満たす。 |
| 要件】 | 次の一から③までのすべての要性を満たす。 |

| | |
|---|--|
| 次の内容について、あてはまるものに○をつけること。 | |
| 要件 I | 次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職歴、職責又は職務内容に基づいた任用等の要件を定めている。 ② 職歴、職責又は職務内容等に基づいた賞金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な任用規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。 |
| ※ 非該当の場合 | ①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由 |
| 要件 II | 次の④及び⑤の要件を満たす。 ④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 ⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容（いずれかに○をつけること） （注）⑤のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。 |
| ※ 非該当の場合 | ①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由 |
| (3) 職場環境等要件について (※) 太枠内に記載すること。 | |
| 加算(1)について平成27年4月以降(予定)の、加算(II・III)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。) | |
| ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対する技術を取得しようとする者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講料等の負担を軽減するための介護職員確保を含む) ・新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メントー(新人指導担当者)制度等導入 ・研修の受講やキャリア段階別度と人事考課との連動 ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) ・その他() | |
| 資質の向上 ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度による研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用して訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・介護職員の離職率を低く保つための介護ロボットやリフト等の介護機器導入へ ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた労働環境・待遇の改善 | |
| ・事務・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・健診診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員検査室・分煙スペース等の整備 ・その他の() | |

(注) ⑤のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。

(3) 離島環音

(※) 太枠内に記載すること。

加算(1)については平成27年4月以降(予定)の、加算(II・III)については平成実施した事項について必ず1つ以上〇をつけること(ただし、記載するにあたっては、より要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)

- 働きながら介護職業は主に技能をもつて就業する者に対する啓発吸引、説明会開催、マネジメント研修の受講支援
- 技術を取得しようとする者に対する啓発吸引、説明会開催、マネジメント研修の向上
- 研修の受講やキャリア段階制度と人事考課との連動
- 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度

卷之三

新規) 職員の早期離職のためのエルダー・メンター(専門指導担当者)制度等導入

雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休育制度に係る研修受講等による改善対策の充実

- ・IC-T活用(ケア内容や申し送り事項の共有)による介護職員(事業所外にカスタマーレポート端末を活用し説明セancesを可能にすることと合わせ)による介護職員の業務負担軽減、個々の利用者へのサービス品質向上
- ・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理による事務負担軽減、柔軟な勤務体制による利用者個々の特性に応じたサービス提供等による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む食事阻塞性のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入による介護職員の負担軽減による職場環境の改善
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備による介護職員の安心・安全な勤務環境やケア内容の改善
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気つき勤務環境やケア内容の改善
- ・健診診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分室スペース等の整備

その他()

| | | | |
|--|---|--|---|
| (⑧) 介護職員常勤換算数(②)の期間の総数 | | (⑧) 介護職員常勤換算数(②)の期間の総数 | |
| (⑨) 介護職員一人当たり賃金改善月額 (④÷⑧または⑥÷⑧) | 円 | (⑨) 介護職員一人当たり賃金改善月額 (④÷⑧または⑥÷⑧) | 円 |
| (⑩) 介護職員に支給した賃金額(②)の期間の総額 | 円 | (⑩) 介護職員に支給した賃金額(②)の期間の総額 | 円 |
| (⑪) 介護職員一人当たり賃金月額(⑩÷⑧) | 円 | (⑪) 介護職員一人当たり賃金月額(⑩÷⑧) | 円 |
| ※ 計画において加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算すること。 | | ※ 計画において加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算すること。 | |
| ※ 加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。 | | ※ 加算(1)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。 | |
| ※ ③又は⑤については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。 | | ※ ③又は⑤については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。 | |
| ※ ⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。) | | ※ ⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。) | |
| ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。 | | ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。 | |
| ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。 | | ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。 | |
| ※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑦が上回らなければならないこと。 | | ※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑦が上回らなければならないこと。 | |
| ※ なお、上記について皆様の記載や、介護職員処遇改善算の計数に関する不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求めることが取り消される場合があるの留意すること。 | | ※ なお、上記について皆様の記載や、介護職員処遇改善算の計数に関する不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求めることが取り消される場合があるの留意すること。 | |
| 上記について相違ないことを証明いたします。 平成 年 月 日 (法人名) (代表者名) 印 | | 上記について相違ないことを証明いたします。 平成 年 月 日 (法人名) (代表者名) 印 | |

改正後全文

老発0331第34号
平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について

今般、平成27年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算を拡充したところである。

介護職員処遇改善加算の取得については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「厚生労働大臣が定める基準」(平成12年厚生省告示第25号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。

なお、本通知は、平成27年4月1日から適用することとし、平成24年3月16日老発0316第2号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は平成27年4月1日をもって廃止する。

記

1 基本的考え方

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該交付金の交付を受けていた介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

また、平成27年度の介護報酬改定においては、事業主が介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組がより一層促進されるよう加算を拡充したものである。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与並びに介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援は算定対象外とする。

2 加算の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 加算の仕組み

加算は、サービス別的基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。サービス別加算率については、別紙1に掲げる表1を参照のこと。

(2) 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

① 賃金改善の考え方について

介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、7(2)の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な待遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

② 賃金改善に係る比較時点の考え方について

賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のとおりである。

なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員については、当該介護職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較す

ること。

イ 平成 26 年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員 一
又は二のいずれかの賃金水準

- 一 加算を取得する直前の時期の賃金水準（交付金を取得していた場合は、交付
金による賃金改善の部分を除く。）
- 二 加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準（加算の取得
による賃金改善の部分を除く。）

ロ 平成 26 年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員
加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準

③ 賃金改善に係る留意点

加算を取得した介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する賃金改善の実
施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組
に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれ
ないものであることに留意すること。

(3) 介護職員待遇改善計画書の作成

① 賃金改善計画の記載

イ 平成 26 年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の場合

加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、「厚生労働大臣が定める基
準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「算定基準」という。）第 4 号イ
(2)に定める介護職員待遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、
別紙様式 2 により作成し、別紙様式 3 により、都道府県知事等（介護サービ
ス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サ
ービス事業所等の指定権者が市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）である場
合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ること。

一 加算の見込額 3(1)により算定された額

二 賃金改善の見込額 各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間に
おける賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負
担の增加分を含むことができる。）の総額（a に掲げる額から b に掲げる額を
差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額

a 加算を取得し実施される賃金の改善見込額をえた賃金の総
額

b 加算を取得していない場合の賃金の総額

三 賃金改善を行う賃金項目 増額若しくは新設した又はする予定
である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与、一時金等）等を記
載すること。

四 賃金改善実施期間 原則 4 月（年度の途中で加算を取得する場合、当該加

算を取得した月) から翌年の 3 月まで

五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

口 平成 26 年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の場合

2(3)①イの届出をすること。ただし、事務の簡素化の観点から、従来の加算(I)（平成 24 年 3 月 16 日老発 0316 第 2 号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」における 15,000 円相当分の賃金改善が可能となる加算(I)をいう。）を取得していた介護サービス事業者等であって、加算(I)を取得する場合には、以下の事項が盛り込まれた介護職員処遇改善計画書の届出をもって、2(3)①イを届け出たものとすることができます。

一 加算の見込額 3(2)により算定された額

二 賃金改善の見込額 各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（a に掲げる額から b に掲げる額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額

a 加算(I)を取得し実施される賃金の改善見込額をえた賃金の総額

b 加算(I)を初めて取得する月の属する年度の前年度の賃金の総額であって、従来の加算(I)を取得し実施された賃金の総額

三 2(3)①イ三と同様の取扱であること。

四 2(3)①イ四と同様の取扱であること。

五 2(3)①イ五と同様の取扱であること。

② 必要書類の添付

加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書に併せて、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。）及び労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付し、都道府県知事等に届け出ること。

なお、都道府県知事等は、加算を取得しようとする介護サービス事業者等が、前年度に加算を取得している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③ キャリアパス要件等に係る記載

算定基準第 4 号イ(7)及びロ(2)（以下「キャリアパス要件」という。）並びにイ(8)及びロ(3)（以下「職場環境等要件」という。）（以下「キャリアパス要件等」という。）

については、次に掲げる要件に基づく算定要件に応じて、介護職員処遇改善計画書に記載して届け出ること。

(キャリアパス要件 I)

次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。

- イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。
- ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件 II)

次のイ及びロの全てに適合すること。

- イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT 等) するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
 - 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

(加算(I)の職場環境等要件)

平成 27 年 4 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（別紙 1 表 4 を参照）を全ての介護職員に周知していること。

ただし、平成 27 年 9 月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、上記を満たしたものとする。

(加算(II)(III)の職場環境等要件)

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（別紙 1 表 4 を参照）を全ての介護職員に周知していること。

(加算の算定要件)

加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

- イ 加算(I)については、キャリアパス要件 I、キャリアパス要件 II、職場

環境等要件の全てを満たすこと。

- ロ 加算(Ⅱ)については、キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。
- ハ 加算(Ⅲ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。
- ニ 加算(Ⅳ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。

(4) 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例

介護職員処遇改善計画書は、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。都道府県等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）。以下同じ。）の圏域を越えて所在する介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。なお、この場合、別紙様式4により、別紙様式2添付書類2及び添付書類3を添付して、都道府県知事等に届け出なければならない。また、介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むことができる。

なお、複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表を別紙様式2添付書類1により作成し、当該計画書に添付しなければならない。

(5) その他

加算の目的や、算定基準第4号イ(5)を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

3 加算の見込額の計算

介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込額は、次の計算による。

- (1) 平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等又は平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等（2(3)①ロただし書きにより届け出た介護サービス事業者等を除く。）の場合

介護報酬総単位数×サービス別加算率（別紙1に掲げる表1）（1単位未満の端数四捨五入）×1単位の単価
(算定結果については1円未満の端数切り捨て)

介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1日当たりの総単位数とし、算定を受ける年度における介護サービスの提供に係る見込みにより算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込数を用いること。

また、加算の見込額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の介護サービスを提供する介護サービス事業所等(法人である場合に限る。)において、介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合の加算の見込額の計算については、別紙1に掲げる表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位（1単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

なお、上記は計画を作成する際の加算の見込みの算定方法であり、実際の介護報酬総額は、次の計算による。

(介護報酬総単位数+介護職員処遇改善加算の単位数) × 1単位の単価
(算定結果については1円未満の端数切り捨て)

- (2) 平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等であって、
2(3)①ロただし書きにより届け出た介護サービス事業者等の場合

介護報酬総単位数×(加算(I)に係るサービス別加算率-加算(II)に係るサービス別加算率)(別紙1に掲げる表1)(1単位未満の端数四捨五入)×1単位の単価
(算定結果については1円未満の端数切り捨て)

介護報酬総単位数等の計算方法は、(1)と同じ。

4 加算の単位数

加算の単位数は、加算を取得した介護サービス事業者等が取得した介護報酬総単位数に、別紙1表3のキャリアパス要件等の適合状況に応じた区分により、別紙1表1のサービス区分に応じた加算率を乗じて得た額(1単位未満の端数四捨五入)とする。

(1) 加算(I)の場合

介護報酬総単位数 × サービス区分に応じた別紙1表1(ア)の加算率

(2) 加算(II)の場合

介護報酬総単位数 × サービス区分に応じた別紙1表1(イ)の加算率

(3) 加算(III)の場合

介護報酬総単位数 × サービス区分に応じた別紙1表1(イ)の加算率 × 90／100

(4) 加算(IV)の場合

介護報酬総単位数 × サービス区分に応じた別紙1表1(イ)の加算率 × 80／100

5 都道府県知事等への届出

加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

6 平成27年度当初の特例

平成27年4月から加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、同年4月15日までに介護職員処遇改善計画書の案を都道府県知事等に提出し、同年4月末までに確定した介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出すること。

7 都道府県知事等への変更等の届出

(1) 変更の届出

介護サービス事業者等は、加算を取得する際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類及びキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- ② 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に關係する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- ③ 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率が変動する場合又はキャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱの要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

(2) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以